

自動車交換契約書(案)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、相互に所有する自動車の所有権を移転する目的をもって、次の条項により交換契約を結ぶものとする。

第1条 甲が交換に供する自動車（以下「下取物品」という。）及び乙が供給する自動車（以下「納入物品」という。）は次のとおりとし、別紙仕様書により交換するものとする。

1. 下取物品

トヨタ自動車(株) DYNA (ダイナ) KC-BU100 平成9年式 1台

下取価格 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2. 納入物品

1台

納入価格 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

第2条 交換差金は、金 円とする。

第3条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第4条 納入物品は帯広畜産大学車庫に納入するものとする。

第5条 納入物品の納入期限は、令和4年3月31日とし、甲は乙の納入完了後、乙に下取物品を引き渡すこととし、その引渡期限は令和4年3月31日とする。

第6条 乙は、納入物品の納品書及び下取物品の受領書を、帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第7条 交換差金は、物品の納入検査後1回に支払うものとする。

第8条 交換差金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から40日以内とする。

第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める物品供給契約基準によるものとする。

第12条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第14条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤波豊彦

乙